

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 特別支援教育課	分藤 賢之
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑦ インクルーシブ教育システム※の構築に向けた特別支援教育の推進	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	77,569

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
障害のある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の障害の状態や教育的ニーズなどに応じた、きめ細かな教育を推進します。 ※インクルーシブ教育システム: 共生社会の形成に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み		i) 特別支援学校の適正配置及び個に応じた指導・支援の充実 ii) 自立や社会参加を目指したキャリア教育・就労支援等の充実 iii) 乳幼児期から高校卒業までの切れ目ない支援体制の整備 iv) 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率	目標値①	94.0%	94.5%	95.0%	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上 (R7)	
		実績値②	94.9%					進捗状況	
		達成率②/①	100%					順調	市町教育委員会や学校等を対象とした研修会等を通して「個別の教育支援計画」の作成や効果的な活用等について周知を行い、組織的な活用を促してきた結果、令和3年度の実績値は94.9%となり、目標値を達成した。 今後も引き続き、「個別の教育支援計画」の作成の意義や必要性について理解を深めていくとともに、学校間での確実な引き継ぎや、全ての教職員での情報共有など一貫した指導や支援を行うことができる体制づくりを推進し、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた、きめ細かな教育を推進していく。

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等		
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		R2目標	R2実績	達成率			
				R3実績			主な指標	R3目標	R3実績				
				R4計画				令和3年度事業の実施状況(令和4年度新規・補正事業は事業内容)	R4目標				
				事業実施の根拠法令等			事業対象						
				事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業							
				所管課(室)名		他の評価対象事業(公共、研究等)							
取組項目 i	○	1	障害のある子どもの医療サポート事業		50,679	37,090	2,348	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に医療的ケア看護職員を配置し、医療的ケアを実施した。また、医療的ケア看護職員との連携・協働による医療的ケアを実施するため、特別支援学校の教員を対象に、認定特定行為業務従事者となるための喀痰吸引等研修を実施した。	【活動指標】	21	20	95%	●事業の成果 ・医療的ケア看護職員を目標通りに配置することができ、医療的ケア看護職員及び教員の研修を実施したことで、医療的ケアを必要とする児童生徒のより安全・安心な学校生活の確保につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医療的ケア児に対する個別の教育支援計画の効果的な作成・活用について周知を行い、医療や家庭、小学校等と連携を促してきた結果、適切な医療的ケアにつながり、目標達成に寄与した。
					58,348	39,374	2,337		特別支援学校における医療的ケア看護職員の配置数(人)	21	21	100%	
					63,306	44,397	2,305			22			
				医師法第17条			【成果指標】		100	94	94%		
			H16-				医療的ケアの必要な児童生徒の安全な学校生活の確保(%)	100	97	97%			
			特別支援教育課	○	—	—	特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒		100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 特別支援学校の適正配置及び個に応じた指導・支援の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき特別支援学校の適正配置を進めてきている。令和3年4月に、「佐世保特別支援学校北松分校」を開校し、北松地区における知的障害教育の充実を図った。しかし、地域や学校によっては小・中学部に在籍する知的障害の児童生徒数が増加していることから、今後も全県的な視点に立って、児童生徒数の見込みや地域の教育的ニーズを踏まえた教育環境整備を検討していく必要がある。 また、医療的ケア看護職員の配置の拡充により医療的ケアを必要とする児童生徒のより安全・安心な学校生活の確保につながった。今後は、人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応も行っていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 昨年度策定した、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、今後も児童生徒数の見込みや地域の特性、幼児児童生徒や保護者のニーズなどを踏まえた数次の実施計画を考慮した教育環境整備を検討していく。 また、重度・重複障害のある幼児児童生徒の教育の充実として、より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図っていくとともに、研修を充実させて、医療的ケア看護職員と教員の更なる専門性の向上に取り組んでいく。</p>
<p>ii 自立や社会参加を目指したキャリア教育・就労支援等の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 キャリア検定(清掃)で身に付けた清掃の技能を生かして、教育・医療・福祉等の幅広い分野で、清掃員として就労する生徒が増加している。また、新たにキャリア検定(事務アシスタント)を実施したことで、「建設業」「製造業」「医療、福祉」「サービス業」「公務」分野において、事務担当として就労する生徒が増加傾向にある。今後は、在宅勤務など、多様な働き方を視野に入れて、ICTスキルの習得や向上を含めた新たな職種に対応した職業教育を充実させる必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 昨年度より、実践研究校を指定し、ICTを活用した就労に必要となる指導内容や指導方法の開発に取り組んでいる。今後その研究成果を普及させながら、在宅勤務等、多様な働き方を視野に入れたキャリア教育や職業教育の充実に取り組んでいくとともに、企業による日常的な学校見学会や企業見学、就労支援フォーラム等を通して、進路指導の充実に取り組んでいく。</p>
<p>iii 乳幼児期から高校卒業までの切れ目ない支援体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 長崎県教育支援チームを活用した早期からの教育相談・支援体制の整備に取り組むとともに、必要とする高等学校に特別支援教育支援員を配置するなど、特別な支援が必要な児童生徒への継続的な支援体制の整備に取り組んでいる。通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、切れ目ない支援体制を構築するためには、進級時や進学、就職時に個別の教育支援計画を活用して次の学年や進学・就職先で関わる教員や担当者に具体的な支援内容等を確実に引き継いでいくことが重要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 中学校で行われていた支援内容を高等学校へ確実に引き継ぐために、個別の教育支援計画にどのような情報が記載されているとよいのか、中学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる実務者会で検討し、様式を提案する。併せて、いつ、誰が、どのような動きをすることで確実な引き継ぎが実現するのかモデル案についても検討し、それを踏まえた実践の浸透を図っていく。</p>
<p>iv 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 特別支援教育の対象となる幼児児童生徒が増加する中で、障害種に応じた教育の専門性が求められることから、担当する教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が課題である。また、通常の学級に発達障害等の児童生徒が在籍していることから、発達障害等に関する知識や必要な配慮等について、全ての教職員が正しい理解と認識を深め、障害のある子どもに対して組織的な対応ができるようにしていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の全ての教職員を対象としたオンデマンド形式による発達障害等教育支援研修会の内容をさらに充実させるとともに、管理職員を対象として特別支援教育の推進に向けた組織マネジメントに係る研修を実施し、園や学校全体の専門性向上を図っていく。</p>

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容		令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「―」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	障害のある子どもの医療サポート事業 H16- 特別支援教育課	校外学習に医療的ケア看護職員の同行が可能となったことで、児童生徒の教育活動の充実や保護者の付き添いの負担軽減につながっている。 人工呼吸器を常時使用する児童生徒の通学受け入れに向けてガイドラインの作成を行っている。	②	人工呼吸器など、より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図っていくとともに研修を充実させて医療的ケア看護職員と教員の更なる専門性の向上に取り組む。	改善
取組項目 ii	○	2	新しい時代のキャリア教育推進事業 R2-4 特別支援教育課	昨年に引き続き、実践研究校を指定し、ICTを活用した就労に必要となる指導内容や指導方法の開発に取り組んでいる。今年度は、企業と学校の相互理解を深めるために、企業による日常的な学校見学会や企業における実習、障害のある生徒の雇用に関する企業向けフォーラムを実施する。	②	本事業は、令和4年度で終期を迎えるが、これまでの成果を踏まえるとともに、コロナ禍にあっても企業側の採用意欲を高め、実習・就労先開拓のための企業向け魅力発信コンテンツなどの効果的な連携強化の方法を構築するなど、新たな取組を含めて次年度以降の新規事業を構築する。	終了

取組 項目 iii	○	3	発達障害児等能力開発・教育支援推進事業 H28- 特別支援教育課	「見守りシート※」の有効な活用事例について、研修会やホームページ等で紹介し、普及・啓発を図っている。 ※見守りシート:保護者がチェックすることで子どもの成長を学校と共有し、連携して支援していくためのシート	②	特別支援学校が行っている外部専門家活用を取組を研修コンテンツとして発信し、それぞれの専門家が有している知識や技能を活用した適切な指導の在り方について共有をする。 特別支援学校教員の資質向上のため、職員研修等を行う「発達教育指導費」と統合し、児童生徒への指導や支援の充実を図っていく。	統合
		4	高等学校における特別支援教育支援員活用事業 H27- 特別支援教育課	全高等学校へ実態やニーズの調査を行い、その結果をもとに、配置校を精査し、令和4年度は9校に9名の配置を行った。	②	高等学校における特別支援教育支援員を有効に活用した取組を通して、生徒の学習状況を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かす取組を研修会やWEB配信をとおして他校と共有をすることで、特別な教育的支援が必要な生徒への指導や支援の充実を図っていく。	改善
		5	発達教育指導費 — 特別支援教育課	発達障害等教育支援研修会は令和3年度よりもコンテンツを増やしてオンデマンド形式で実施する。また、管理職員を対象とした特別支援教育の推進に向けた組織マネジメントに係る集合型研修を地区別に実施する。	②	幼稚園や保育所、小・中・高等学校における特別支援教育の推進のために、全ての教職員を対象とした発達障害等教育支援研修会(基礎編)のコンテンツを充実させていく。また、管理職員に対しては、「組織マネジメント編」として、組織マネジメントに係る研修を令和6年度までに県内全市町で実施する。 「発達障害児等能力開発・教育支援推進事業」を本事業と統合し、教員の専門性向上を通して、児童生徒への指導や支援の充実を図っていく。	統合

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点